

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）（第八条関係）

【令和六年四月一日・公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 医療及び保護</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 入院者訪問支援事業（第三十五条の二・第三十五条の三）</p> <p>第五節 精神科病院における処遇等（第三十六条―第四十条）</p> <p>第六節 虐待の防止（第四十条の二―第四十条の八）</p> <p>第七節 雑則（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第六章 保健及び福祉</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 相談及び援助（第四十六条―第五十一条）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮）</p> <p>第四条 医療施設の設置者は、その施設を運営するに当たつては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）、同条第十九項に規定する一般相</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 医療及び保護</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第四節 精神科病院における処遇等（第三十六条―第四十条）</p> <p>（新設）</p> <p>第五節 雑則（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第六章 保健及び福祉</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 相談指導等（第四十六条―第五十一条）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮）</p> <p>第四条 医療施設の設置者は、その施設を運営するに当たつては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）、同条第十八項に規定する一般相</p>

談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）その他の精神障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、必要に応じ、これらの事業を行う者と連携を図るとともに、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 (略)

第六条 (精神保健福祉センター) (略)

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助のうち複雑又は困難なものを行うこと。

三・四 (略)

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項又は第五十一條の七第二項の規定により、市町村（特別区を含む。第四十七條第三項及び第四項並びに第四十八條の三第一項を除き、以下同じ。）が同法第二十二條第一項又は第五十一條の七第一項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。

六 (略)

(職務)

第十九條の四 指定医は、第二十一條第三項及び第二十九條の五の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定、第三十三條第一項及び第三十三條の六第一項の規定による入院を必要とするかどうか及び第二十條の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定、第三十三條第六項第一号の規定による同条第一

談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）その他の精神障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、必要に応じ、これらの事業を行う者と連携を図るとともに、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 (略)

第六条 (精神保健福祉センター) (略)

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。

三・四 (略)

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項又は第五十一條の七第二項の規定により、市町村（特別区を含む。第四十七條第三項及び第四項を除き、以下同じ。）が同法第二十二條第一項又は第五十一條の七第一項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。

六 (略)

(職務)

第十九條の四 指定医は、第二十一條第三項及び第二十九條の五の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定、第三十三條第一項及び第三十三條の七第一項の規定による入院を必要とするかどうか及び第二十條の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定、第三十六條第三項に規定する行動の制限を必要

項第一号に掲げる者に該当するかどうかの判定、第三十六条第三項に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定、第三十八条の二第一項に規定する報告事項に係る入院中の者の診察並びに第四十条の規定により一時退院させて経過を見るのが適当かどうかの判定の職務を行う。

2 指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務を行う。

一〇五 (略)

六 第三十八条の六第一項及び第四十条の五第一項の規定による立入検査、質問及び診察

七・八 (略)

3 (略)

(指定医の必置)

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十条第一項から第三項まで又は第三十三条の六第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神科病院に常時勤務する指定医（第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。）を置かなければならない。

(入院措置の解除)

第二十九条の四 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくともその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす

とするかどうかの判定、第三十八条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する報告事項に係る入院中の者の診察並びに第四十条の規定により一時退院させて経過を見るのが適当かどうかの判定の職務を行う。

2 指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務を行う。

一〇五 (略)

六 第三十八条の六第一項の規定による立入検査、質問及び診察

七・八 (略)

3 (略)

(指定医の必置)

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十条第一項から第三項まで又は第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神科病院に常時勤務する指定医（第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。）を置かなければならない。

(入院措置の解除)

第二十九条の四 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくともその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす

おそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている同項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

2 (略)

第二十九条の五 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)

第二十九条の六 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、精神保健福祉その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に措置入院者の退院後の生活環境に関し、措置入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。

第二十九条の七 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められ

おそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

2 (略)

第二十九条の五 措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(新設)

(新設)

る場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者（第三十三条の五において「地域援助事業者」という。）を紹介しなければならない。

一 一般相談支援事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する特定相談支援事業（第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。）を行う者

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号又は第三項各号に掲げる事業を行う者

三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者

四 前三号に掲げる者のほか、地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができる」と認められる者として厚生労働省令で定めるもの

第二十九条の八・第二十九条の九（略）

（他の法律による医療に関する給付との調整）

第三十条の二 前条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、高齢

第二十九条の六・第二十九条の七（略）

（他の法律による医療に関する給付との調整）

第三十条の二 前条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、高齢

者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

（医療保護入院）

第三十三条 精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、その者を入院させることができる。

一・二 （略）

2 精神科病院の管理者は、前項第一号に掲げる者について、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の所在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、その者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

3～5 （略）

6 精神科病院の管理者は、第一項又は第二項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）であつて次の各号のいずれにも該当する者について、厚生労働省令で定めるところによりその家族等のうちいずれかの者（同項の場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長）の同意があるときは、本人の同

者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

（医療保護入院）

第三十三条 精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

一・二 （略）

2 精神科病院の管理者は、前項第一号に掲げる者について、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の所在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

3～5 （略）

（新設）

意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、これらの規定による入院の期間（この項の規定により入院の期間が更新されたときは、その更新後の入院の期間）を更新することができる。

一 指定医による診察の結果、なお第一項第一号に掲げる者に該当すること。

二 厚生労働省令で定める者により構成される委員会において当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われたこと。

7 第二項に規定する市町村長は、同項又は前項の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、必要な事項を照会することができる。

8 精神科病院の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療保護入院者の家族等に第六項の規定によるその同意に関し必要な事項を通知しなければならない。この場合において、厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも同項の規定による入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかつたときは、同項の規定による家族等の同意を得たものとみなすことができる。ただし、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

9 精神科病院の管理者は、第一項、第二項若しくは第三項後段の規定による入院措置を採つたときは、又は第六項の規定による入院の期間の更新をしたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院又は当該入院の期間の更新について同意をした者の同意書を添え（前項の規定により家族等の同意を得たものとみなした場合にあつては、その旨を示し）、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6 第二項に規定する市町村長は、同項の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、必要な事項を照会することができる。

（新設）

7 精神科病院の管理者は、第一項、第二項又は第三項後段の規定による入院措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条の二 精神科病院の管理者は、医療保護入院者を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十三条の三 精神科病院の管理者は、第三十三条第一項、第二項若しくは第三項後段の規定による入院措置を採る場合又は同条第六項の規定による入院の期間の更新をする場合においては、当該精神障害者及びその家族等であつて同条第一項又は第六項の規定による同意をしたものに対し、当該入院措置を採る旨又は当該入院の期間の更新をする旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該精神障害者については、当該入院措置を採つた日又は当該入院の期間の更新をした日から四週間を経過する日までの間であつて、その症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。

2 (略)

(医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)

第三十三条の四 第二十九条の六及び第二十九条の七の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。

第三十三条の二 精神科病院の管理者は、前条第一項又は第二項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十三条の三 精神科病院の管理者は、第三十三条第一項、第二項又は第三項後段の規定による入院措置を採る場合においては、当該精神障害者及びその家族等であつて同条第一項の規定による同意をしたものに対し、当該入院措置を採る旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該精神障害者については、当該入院措置を採つた日から四週間を経過する日までの間であつて、その症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。

2 (略)

(医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)

第三十三条の四 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に医療保護入院者の退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。



(削る)

第三十三条の五 精神科病院の管理者は、前条において準用する第二十九条の六及び第二十九条の七に規定する措置のほか、厚生労働省令で定めるところにより、必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。

(応急入院)

第三十三条の六 (略)

2 (略)

3 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場

第三十三条の五 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する特定相談支援事業（第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。）を行う者、介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができるものと認められる者として厚生労働省令で定めるもの（次条において「地域援助事業者」という。）を紹介するよう努めなければならない。

(応急入院)

第三十三条の七 (略)

2 (略)

3 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場

合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十一条第四項に規定する特定医師は、第三十三条の六第二項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する精神科病院の管理者は、第二項後段の規定による入院措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該入院措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 第一項に規定する精神科病院の管理者は、同項又は第二項後段の規定による入院措置を採つたときは、直ちに、当該入院措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6・7 (略)

### 第三十三条の七 (略)

(医療保護入院等のための移送)

第三十四条 都道府県知事は、その指定する指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたものにつき、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第一項の規定による入院をさせるため第三十三条の六第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わな

合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十一条第四項に規定する特定医師は、第三十三条の七第二項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する精神科病院の管理者は、第二項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 第一項に規定する精神科病院の管理者は、同項又は第二項後段の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6・7 (略)

### 第三十三条の八 (略)

(医療保護入院等のための移送)

第三十四条 都道府県知事は、その指定する指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたものにつき、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第一項の規定による入院をさせるため第三十三条の七第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があると

い場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第二項の規定による入院をさせるため第三十三条の六第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

3 都道府県知事は、急速を要し、その者の家族等の同意を得ることができない場合において、その指定する指定医の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条の六第一項の規定による入院をさせるため同項に規定する精神科病院に移送することができる。

4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は前三項の規定による移送を行う場合について、第三十三条第七項の規定は第二項の規定による移送を行う場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第二項」とあるのは「第三十四条第二項」と、「同項又は前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

#### 第四節 入院者訪問支援事業

##### (入院者訪問支援事業)

第三十五条の二 都道府県は、精神科病院に入院している者のうち第三十三条第二項の規定により入院した者その他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして厚生労働省令で定める者に対し、入院者訪問支援員（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうちから都道府県知事が選任した者をいう。次項及び次条において同じ。）が、その者

きは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第二項の規定による入院をさせるため第三十三条の七第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

3 都道府県知事は、急速を要し、その者の家族等の同意を得ることができない場合において、その指定する指定医の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条の七第一項の規定による入院をさせるため同項に規定する精神科病院に移送することができる。

4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は前三項の規定による移送を行う場合について、第三十三条第六項の規定は第二項の規定による移送を行う場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第二項」とあるのは、「第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

##### (新設)

##### (新設)

の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業（第三項及び次条において「入院者訪問支援事業」という。）を行うことができる。

2 入院者訪問支援員は、その支援を受ける者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその職務を行わなければならない。

3 入院者訪問支援事業に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

#### （支援体制の整備）

第三十五条の三 入院者訪問支援事業を行う都道府県は、精神科病院の協力を得て、精神科病院における入院者訪問支援員による支援の在り方及び支援に関する課題を検討し、支援の体制の整備を図るよう努めなければならない。

#### 第五節 精神科病院における処遇等

##### （定期の報告等）

第三十八条の二 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならぬ。

#### （新設）

#### 第四節 精神科病院における処遇等

##### （定期の報告等）

第三十八条の二 措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。

(削る)

2 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者(第三十八条の七第一項、第二項若しくは第四項又は第四十条の六第一項若しくは第三項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

(入院措置時及び定期の入院の必要性に関する審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定による入院措置を採つたとき、又は第三十三条第九項の規定による届出(同条第一項若しくは第二項の規定による入院措置又は同条第六項の規定による入院の期間の更新に係るものに限る。)若しくは前条第一項の規定による報告があつたときは、当該入院措置又は届出若しくは報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 5 4 (略)

5 都道府県知事は、第一項に定めるもののほか、前条第二項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査

2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者(第三十八条の七第一項、第二項又は第四項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

(定期の報告等による審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、前条第一項若しくは第二項の規定による報告又は第三十三条第七項の規定による届出(同条第一項又は第二項の規定による入院措置に係るものに限る。)があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 5 4 (略)

5 都道府県知事は、第一項に定めるもののほか、前条第三項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査

を求めることができる。

6 (略)

(退院等の請求)

第三十八条の四 精神科病院に入院中の者又はその家族等（その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつてはその者の居住地を管轄する市町村長とし、その家族等の全員が第三十三条第一項若しくは第六項又は第三十四条第一項の規定による同意又は不同意の意思表示を行わなかつた場合にあつてはその者の居住地を管轄する市町村長を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることができる。

(退院等の請求による入院の必要性等に関する審査)

第三十八条の五 (略)

2 6 (略)

(報告徴収等)

第三十八条の六 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者、精神科病院に入院中の者又は第三十三条第一項から第三項までの規定による入院若しくは同条第六項の規定による入院の期間の更新について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 (略)

を求めることができる。

6 (略)

(退院等の請求)

第三十八条の四 精神科病院に入院中の者又はその家族等（その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長とし、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることができる。）

(退院等の請求による審査)

第三十八条の五 (略)

2 6 (略)

(報告徴収等)

第三十八条の六 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者、精神科病院に入院中の者又は第三十三条第一項から第三項までの規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 (略)

(改善命令等)

第三十八条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十一条第三項の規定により入院している者、医療保護入院者又は第三十三条第三項若しくは第三十三条の六第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要のあることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

3 (略)

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十三条の六第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

5 (略)

第六節 虐待の防止

(虐待の防止等)

第四十条の二 精神科病院の管理者は、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待の防止に関する意識の向上のための措置、当該精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)その他

(改善命令等)

第三十八条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十一条第三項の規定により入院している者、医療保護入院者又は第三十三条第三項若しくは第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要のあることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

3 (略)

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十三条の七第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

5 (略)

(新設)

(新設)

の関係者に対する精神障害者の虐待の防止のための研修の実施及び普及啓発、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備及びこれに対処するための措置その他の当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

2 指定医は、その勤務する精神科病院の管理者において、前項の規定による措置が円滑かつ確実に実施されるように協力しなければならぬ。

(障害者虐待に係る通報等)

第四十条の三 精神科病院において業務従事者による障害者虐待（業務従事者が、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者について行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。）を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければならない。

一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。次号において「障害者虐待防止法」という。）第二条第七項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当すること。

二 精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による障害者虐待防止法第二条第七項第一号から第三号までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること。

2 業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができる。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚

(新設)



偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）  
をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 業務従事者は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

第四十条の四 都道府県が前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(報告徴収等)

第四十条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第四十条の二第一項の措置又は第四十条の三第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出に関し、精神科病院の管理者に対し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。

2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十条の五第一項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三

(新設)

(新設)

項中「第一項」とあるのは「第四十条の五第一項」と読み替えるものとする。

(改善命令等)

第四十条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第四十条の二第一項の必要な措置が講じられていないと認めるとき、又は第四十条の三第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出に係る精神科病院において業務従事者による障害者虐待が行われたと認めるときは、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた精神科病院の管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十三条の六第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(公表)

第四十条の七 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があつた場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(新設)

(新設)

(調査及び研究)

第四十条の八 国は、業務従事者による障害者虐待の事例の分析を行うとともに、業務従事者による障害者虐待の予防及び早期発見のための方策並びに業務従事者による障害者虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

第七節 雑則

第六章 保健及び福祉

第二節 相談及び援助

(精神障害者等に対する包括的支援の確保)

第四十六条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等(精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの(精神障害者を除く。))として厚生労働省令で定める者という。以下同じ。)の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

(正しい知識の普及)

第四十六条の二 (略)

(相談及び援助)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都

(新設)

第五節 雑則

第六章 保健及び福祉

第二節 相談指導等

(新設)

(正しい知識の普及)

第四十六条 (略)

(相談指導等)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都

道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。

2 (略)

3 市町村(保健所を設置する市を除く。次項において同じ。)は、前二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行わなければならない。

4 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

5 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、第四十六条の厚生労働省令で定める者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

6 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者等及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うに当たっては、相互に、及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)その他の関係行政機関と密接な連携を図

道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

2 (略)

3 市町村(保健所を設置する市を除く。次項において同じ。)は、前二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならない。

4 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。

(新設)

5 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者等及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの者へ指導を行うに当たっては、相互に、及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

るよう努めなければならない。

(精神保健福祉相談員)

第四十八条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者等及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な情報の提供、助言その他の援助を行うための職員（次項において「精神保健福祉相談員」という。）を置くことができる。

2 (略)

(支援体制の整備)

第四十八条の二 都道府県及び市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の活用等により、精神障害者等への支援の体制の整備について、関係機関、関係団体並びに精神障害者等及びその家族等並びに精神障害者等の保健医療及び福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者による協議を行うように努めなければならない。

(都道府県の協力等)

第四十八条の三 都道府県は、市町村（保健所を設置する市を除く。）の求めに応じ、第四十七条第四項及び第五項の規定により当該市町村が行う業務の実施に関し、その設置する精神保健福祉センター及び保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うように努めなければならない。

2 都道府県は、保健所を設置する市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下

(精神保健福祉相談員)

第四十八条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な指導を行うための職員（次項において「精神保健福祉相談員」という。）を置くことができる。

2 (略)

(新設)

(新設)

「指定都市」という。）を除く。）及び特別区の求めに応じ、第四十七条第一項、第二項及び第五項の規定により当該保健所を設置する市及び特別区が行う業務の実施に関し、その設置する精神保健福祉センターによる技術的事項についての協力その他当該保健所を設置する市及び特別区に対する必要な援助を行うように努めなければならない。

（事業の利用の調整等）

第四十九条 市町村は、精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者に委託することができる。

2 4 (略)

（指定等）

第五十一条の二 厚生労働大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 4 (略)

（事業の利用の調整等）

第四十九条 市町村は、精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者に委託することができる。

2 4 (略)

（指定等）

第五十一条の二 厚生労働大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 4 (略)

(業務)

第五十一条の三 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 精神障害者の社会復帰の実例に即して、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練等に関する研究開発を行うこと。

三 三六 (略)

(センターへの協力)

第五十一条の四 精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者及び障害福祉サービス事業を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

(大都市の特例)

第五十一条の十二 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2・3 (略)

(事務の区分)

(業務)

第五十一条の三 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 精神障害者の社会復帰の実例に即して、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと。

三 三六 (略)

(センターへの協力)

第五十一条の四 精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者及び障害福祉サービス事業を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

(大都市の特例)

第五十一条の十二 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2・3 (略)

(事務の区分)

第五十一条の十三 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の七において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の九、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の六第一項及び第六項、第五章第四節、第四十条の三、第四十条の七、第六章並びに第五十一条の十一の三第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 (略)

3 第三十三条第二項及び第六項並びに第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条の三第四項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第三十八条の五第五項の規定による退院の命令に違反したとき。
- 三 第三十八条の七第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十八条の七第四項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第四十条の六第三項の規定による命令に違反したとき。

第五十三条 精神科病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十一条第四項、第三十三条第三項若しくは第三十三条の六第二項の規定により診察を行つた特定医師若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がな

第五十一条の十三 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の八において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の七第一項及び第六項、第六章並びに第五十一条の十一の三第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 (略)

3 第三十三条第二項及び第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条の三第四項の規定による命令に違反した者
- 二 第三十八条の五第五項の規定による退院の命令に違反した者
- 三 第三十八条の七第二項の規定による命令に違反した者
- 四 第三十八条の七第四項の規定による命令に違反した者  
(新設)

第五十三条 精神科病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十一条第四項、第三十三条第三項若しくは第三十三条の七第二項の規定により診察を行つた特定医師若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がな



く漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十三条の三 第三十五条の二第三項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第五十四条 第十九条の六の十三の規定による停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(削る)

2 虚偽の事実を記載して第二十二条第一項の申請をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の六の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第二十七条第一項又は第二項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げたとき。

三 第二十九条の二第一項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第四項において準用する第二十七条第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げたとき。

四 第三十八条の三第三項（同条第六項において準用する場合を

く漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(新設)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の六の十三の規定による停止の命令に違反した者

二 虚偽の事実を記載して第二十二条第一項の申請をした者

(新設)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の六の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第二十七条第一項又は第二項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同条第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

三 第二十九条の二第一項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同条第四項において準用する第二十七条第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

四 第三十八条の三第三項（同条第六項において準用する場合を

含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第三項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五 第三十八条の五第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

六 第三十八条の六第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

七 精神科病院の管理者が、第三十八条の六第二項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第四十条の五第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

九 第五十一条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第三項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第三十八条の五第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第三十八条の六第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

七 第三十八条の六第二項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、又は虚偽の報告をした精神科病院の管理者

(新設)

八 第五十一条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十四条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十九条の四の二（第二十一条第五項、第三十三条第四項及び第三十三条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 六（略）

七 第三十三条第九項の規定に違反した者

八 第三十三条の六第五項の規定に違反した者

九 第三十八条の二第一項の規定に違反した者

他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十四条第一号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十九条の四の二（第二十一条第五項、第三十三条第四項及び第三十三条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 六（略）

七 第三十三条第七項の規定に違反した者

八 第三十三条の七第五項の規定に違反した者

九 第三十八条の二第一項又は同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反した者

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（通知）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 104 号。以下「一部改正法」という。）により改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和 25 年法律第 123 号）（以下「法」という。）の一部及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」（令和 5 年厚生労働省令第 144 号。以下「改正省令」という。）が令和 6 年 4 月 1 日から施行される。

法の改正の趣旨及び内容については、令和 4 年 12 月 16 日付障発 1216 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」の第二の三において示すとともに、同通知において、「今後、必要な政省令等の改正を行い、その内容について別途通知する予定である」としたところ、令和 6 年 4 月 1 日から施行される改正省令の主な内容等及び同年 3 月 31 日までに法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により精神科病院に入院している者（以下「施行日時点入院者」という。）についての経過措置を本通知において示すものである。

これらの法令及び本通知に基づき、適切な事務の実施に努められるとともに、貴管下市町村を含め関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

## 記

### 第一 改正省令の主な内容等（改正省令第 1 条関係）

#### 一 医療保護入院の入院手続等に関する事項

##### 1 医療保護入院の入院期間等

法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定による医療保護入院及び同条第 6 項の規定による入院期間の更新について、6 月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定めた上で入院又は入院期間を更新することが規定されている。

これらの厚生労働省令で定める期間は、当該医療保護入院から 6 月を経過するまでの間は 3 月とし、6 月を経過した後は 6 月とする。（改正省令による改正後の「精神保健及び障害者福祉に関する法律施行規則」（昭和 25 年厚生省令第 31 号）（以下「規則」という。）第 15 条の 6 関係）

## 2 医療保護入院の入院の期間の更新等

### (一) 入院の期間の更新の対象者

法第 33 条第 6 項の規定による入院の期間の更新（以下「更新」という。）の対象者は、法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）であって、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する者である。

- (1) 指定医の診察の結果、なお法第 33 条第 1 項第 1 号に掲げる者に該当すること（法第 33 条第 6 項第 1 号関係）。同号に掲げる者に該当しない場合は、法第 20 条の規定に基づく任意入院により入院を行う又は退院させる必要がある。
- (2) 厚生労働省令で定める者により構成される委員会において当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われたこと（法第 33 条第 6 項第 2 号関係）。当該委員会については、3 の（一）に定めるとおり。

### (二) 家族等に対する更新の同意の求め

- (1) 精神科病院の管理者は、家族等（法第 5 条第 2 項に規定する家族等をいう。以下同じ。）に対し、更新の同意を求めるときは、当該入院に係る法第 33 条第 1 項の規定による同意をした家族等（2 回目以降の更新の同意にあつては、当該更新の同意の直前の更新の同意をした家族等）に対し、次のイからニまでに掲げる事項を通知しなければならない。（規則第 15 条の 10 第 1 項関係）

イ 当該更新に係る医療保護入院者が、法第 33 条第 6 項第 1 号に該当する旨及びその理由（規則第 15 条の 10 第 1 項第 1 号関係）

ロ 当該更新に係る医療保護入院者について、法第 33 条第 6 項第 2 号の規定による審議が行われたこと（規則第 15 条の 10 第 1 項第 2 号関係）

ハ 更新後の入院期間（規則第 15 条の 10 第 1 項第 3 号関係）

ニ （4）に定める日までに当該通知に係る家族等から不同意の意思表示を受けなかったときに法第 33 条第 8 項の規定により家族等の同意を得たものとみなすこととする場合は、その旨及び（4）に定める日の日付（規則第 15 条の 10 第 1 項第 4 号関係）

- (2) 精神科病院の管理者は、（1）にかかわらず、当該家族等が次の

イからホまでのいずれかに該当する場合は、当該家族等以外の家族等に対し、更新の同意を求めることができる。この場合において、当該管理者は、当該家族等以外の家族等に対し、(1)のイからハまでに掲げる事項を通知しなければならない。(規則第15条の10第2項関係)

ただし、ホに該当することにより、当該家族等以外の家族等に対し、更新の同意を求める場合は、不同意の意思表示を行った家族等の意向を踏まえてもなお更新することを要すると判断した場合等に限ること。

イ 家族等に該当しなくなったとき。(規則第15条の10第2項第1号関係)

ロ 死亡したとき。(規則第15条の10第2項第2号関係)

ハ その意思を表示することができないとき。(規則第15条の10第2項第3号関係)

ニ 更新の同意又は不同意の意思表示を行わないとき。(規則第15条の10第2項第4号関係)

ホ (1)による更新の同意の求めに対し、不同意の意思表示を行ったとき。(規則第15条の10第2項第5号関係)

(3) (1)及び(2)による通知は、やむを得ない場合を除き、当該通知に係る医療保護入院者の入院期間満了日の1月前から2週間前までの間に行うものとする(規則第15条の10第3項関係)。やむを得ない場合とは、例えば、(1)の通知をした後、当該通知に係る家族等が(1)のイからホまでのいずれかに該当することが判明し、当該家族等以外の家族等に対し、(2)の通知をした場合や、退院予定であった医療保護入院者について、入院期間満了日の直前に病状が悪化したことに伴い、更新が必要となった場合等を指す。

(4) (1)の通知をした場合、厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも更新について不同意の意思表示を受けなかったときは、家族等の同意を得たものとみなすことができる(法第33条第8項関係)。この厚生労働省令で定める日は、医療保護入院者の入院期間満了日前であって、(1)の通知を発した日から2週間を経過した日とする。(規則第15条の14関係)

(5) (4)の家族等の同意を得たものとみなすことが、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、(4)の家族等の同意を得たものとみなすことができない(法第33条第8項関係)。この厚生労働省令で定める場合は、次のイからニまでのいずれかに該当する場合とする。

イ 精神科病院の管理者と(1)の通知に係る家族等との連絡が定期的に行われていないとき(規則第15条の15第1号関係)。定期的とは、法第33条第1項の規定により定める入院期間中(入院期間が更新された場合は、更新後の入院期間中)に2回以上、精

神科病院のいずれかの職員と家族等とが、対面や電話等で連絡を取れている状態等を指す。

ロ 精神科病院の管理者が、(1)の通知を発したときから更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が(2)のイからニまでのいずれかに該当することを把握したとき。(規則第15条の15第2号関係)

ハ (2)の通知がされたとき。(規則第15条の15第3号関係)

ニ (1)の通知を発した日から2週間を経過した日が当該医療保護入院者の入院期間満了日を経過するとき。(規則第15条の15第4号関係)

(6) 法第33条第6項の規定により市町村長に更新の同意を求めるときは、(1)から(5)までの手続は適用されない。市町村長に同意を求める際の具体的な手続は、昭和63年6月22日健医発第743号厚生省保健医療局長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項及び第6項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」を参照すること。

(三) 更新に係る届出等

(1) 精神科病院の管理者は、更新をしたときは、10日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該更新について同意した者の同意書を添え(家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨を示し)、最寄りの保健所長を経て都道府県知事及び指定都市の市長(以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない(法第33条第9項関係)。この厚生労働省令で定める事項は、次のイからヌまでに掲げる事項とする。

イ (一)の(1)の診察をした時点における病名(規則第15条の16第3号イ関係)

ロ イの診察の結果、法第20条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由(規則第15条の16第3号ロ関係)

ハ 更新後の入院期間(規則第15条の16第3号ハ関係)

ニ イの診察をした指定医の氏名(規則第15条の16第3号ニ関係)

ホ (一)の(2)の審議が行われたこと(規則第15条の16第3号ホ関係)

ヘ 更新前の入院期間に係る病状又は状態像の経過の概要(規則第15条の16第3号ヘ関係)

ト 退院に向けた取組の状況(規則第15条の16第3号ト関係)

チ 更新の同意をした家族等及び当該更新に係る医療保護入院の同意をした家族等(2回目以降の更新の同意にあつては、当該更新の同意の直前の更新の同意をした家族等)の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄(規則第15条の16第3号チ関係)

- リ (二) の (4) により家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨 (規則第 15 条の 16 第 3 号リ関係)
- ヌ 精神科病院の名称及び所在地、患者の住所、氏名、性別及び生年月日並びに医療保護入院の入院年月日 (規則第 15 条の 16 第 3 号ヌ関係)

### 3 医療保護入院者等への退院促進措置

#### (一) 更新に伴う医療保護入院者退院支援委員会の開催

- (1) 精神科病院の管理者は、法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により定めた入院期間 (2 回目以降の更新については、更新された入院期間) が経過する前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会 (以下「委員会」という。) を開催しなければならない。 (規則第 15 条の 11 第 1 項関係)
- (2) 委員会は、(1) の審議の結果、当該審議に係る医療保護入院者の入院を継続する必要があると認めるときは、更新後の入院期間及び退院に向けた取組の方針を定めなければならない。 (規則第 15 条の 11 第 2 項関係)
- (3) 委員会に参加する主治医について、当該主治医が指定医でない場合、当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する指定医の参加が不要となるよう改めた。 (規則第 15 条の 12 第 1 号関係)
- (4) 委員会は、医療保護入院者の入院期間満了日の 1 月前から開催することができる。

#### (二) 退院後生活環境相談員に公認心理師を追加

措置入院者又は医療保護入院者 ( (二) 及び (三) において「措置入院者等」という。 ) を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、退院後生活環境相談員を選任し、その者に措置入院者等の退院後の生活環境に関し、措置入院者等及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない (法第 29 条の 6 (法第 33 条の 4 において準用する場合を含む。 ) 関係) 。 この厚生労働省令で定める資格を有する者に、公認心理師を追加した。 (規則第 15 条の 2 第 1 号へ関係)

#### (三) 地域援助事業者に障害福祉サービス事業者を追加

措置入院者等を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者等又はその家族等から求めがあった場合その他措置入院者等の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、法第 29 条の 7 (法第 33 条の 4 において準用する場合を含む。 ) に規定する地域援助事業者を紹介しなければならない (法第 29 条の 7 (法第 33 条の 4 に



において準用する場合を含む。) 関係)。この地域援助事業者に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスに係る事業を行う者を追加した。(規則第 15 条の 5 第 1 号関係)

#### 4 措置入院時の必要性に関する審査

都道府県知事等は、法第 29 条第 1 項の規定による措置入院の措置を採ったときは、当該入院措置に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要性があるかどうかに関し、審査を求めなければならない(法第 38 条の 3 第 1 項関係)。この厚生労働省令で定める事項は、次のイからへに定める事項とする。

イ 精神科病院の名称及び所在地(規則第 21 条第 1 号イ関係)

ロ 患者の住所、氏名、性別及び生年月日(規則第 21 条第 1 号ロ関係)

ハ 法第 22 条から第 26 条の 3 まで及び第 27 条第 2 項の規定による申請、通報、届出又は診察に関する事項(規則第 21 条第 1 号ハ関係)

ニ 診察年月日及び診察した指定医の氏名(規則第 21 条第 1 号ニ関係)

ホ 指定医の診察の判定内容(病名及び症状を含む。)(規則第 21 条第 1 号ホ関係)

へ 法第 29 条の 2 の 2 第 1 項の規定による移送の有無(規則第 21 条第 1 号へ関係)

## 二 入院者訪問支援事業に関する事項

### 1 事業の内容

都道府県及び指定都市は、精神科病院に入院している者のうち法第 33 条第 2 項の規定により入院した者その他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして厚生労働省令で定める者に対し、入院者訪問支援員(都道府県知事又は指定都市の市長が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうちから都道府県知事又は指定都市の市長が選任した者をいう。)が、その者の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業を行うことができる。(法第 35 条の 2 第 1 項関係)

### 2 事業の対象者

1 の厚生労働省令で定める者は、次のイ又はロに掲げる者とする。

イ 法第 33 条第 2 項の規定により入院した者(規則第 18 条第 1 号関係)

ロ 外部との交流を促進するための支援を要するものとして都道府県知事又は指定都市市長が適当と認める者(規則第 18 条第 2 号関係)

### 3 研修の内容

1 の厚生労働省令で定めるところにより行う研修は、次のイからハまでに掲げる事項についての講義及び演習により行うものとする。

イ 精神保健、医療及び福祉の現状及び課題(規則第 18 条の 2 第 1 号関

係)

- ロ 入院者訪問支援事業の概要（規則第 18 条の 2 第 2 号関係）
- ハ 入院者訪問支援員として必要な技能（規則第 18 条の 2 第 3 号関係）

#### 4 支援の内容

1 の厚生労働省令で定める支援は、次のイ又はロに掲げるものとする。

- イ 入院中の生活に関する相談（規則第 18 条の 3 第 1 号関係）
- ロ 必要な情報の提供（規則第 18 条の 3 第 2 号関係）

### 三 精神障害者等に対する包括的支援の確保に関する事項

法の第 6 章第 2 節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等（精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの（精神障害者を除く。）として厚生労働省令で定める者をいう。）の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行わなければならない（法第 46 条関係）。この厚生労働省令で定める者は、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に関する課題を抱える者とする。（規則第 31 条関係）

## 第二 施行日時点入院者に係る経過措置（改正省令第 5 条関係）

### 一 令和 6 年 4 月から 9 月までの取扱い

#### 1 委員会の開催

- (1) 施行日時点入院者について、改正前規則第 13 条の 4 第 1 号トに規定する推定される入院期間又は改正前規則第 15 条の 6 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する入院期間が、令和 6 年 4 月から 9 月までの間に経過する場合、改正前規則第 15 条の 6 の規定の例により、委員会を開催すること。
- (2) (1) による審議の結果、当該審議に係る医療保護入院者の入院を継続する必要があると認めるときは、委員会が開催された日から当該医療保護入院者の退院までに必要と認められる入院期間及び退院に向けた取組の方針を定めなければならない。
- (3) 令和 6 年 4 月から 9 月までの間に、(1) 及び (2) により継続して入院させることとなった場合、二の手續によらず、引き続き入院させることができる。
- (4) (2) により定めた入院期間満了日が令和 6 年 10 月以降となる場合は、当該入院期間満了日にかかわらず、二の 1 の (1) の定めにより、二の手續を実施すること。

#### 2 定期病状報告の取扱い

令和 6 年 4 月以降、施行日時点入院者について、一部改正法による改正前の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第 38 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に基づく定期病状報告を行うこととされていたも

のについて、これを行う必要はないこと。

## 二 令和6年10月以降の取扱い

### 1 施行日時点入院者の継続入院

- (1) 施行日時点入院者については、当該精神科病院の管理者は、令和6年10月以降、一部改正法附則第12条第1項の規定に基づき、同条第2項の規定に基づいて法第33条第6項の規定の例により引き続き入院させる場合を考慮して、下表の左欄に掲げる施行日時点入院者が入院した日（以下「入院日」という。）の属する月に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限まで（当該精神科病院が入院日を把握していない場合にあっては、令和6年10月31日まで）に同項から同条第9項までの規定の例による手続を実施するための十分な時間を確保して、同条第1項第1号に掲げる者に該当するかどうかについて精神保健指定医に診察させなければならない。（一部改正法第12条第1項、改正省令第5条関係）

入院日の属する月	期限
4月又は10月	令和6年10月31日
5月又は11月	令和6年11月30日
6月又は12月	令和6年12月31日
7月又は1月	令和7年1月31日
8月又は2月	令和7年2月28日
9月又は3月	令和7年3月31日

- (2) (1)の指定医の診察の結果、なお法第33条第1項第1号に掲げる者に該当するとされた者については、精神科病院の管理者は、同条第6項（第1号を除く。）から第9項までの規定の例により、その者を引き続き入院させることができることが一部改正法附則第12条第2項において規定されている。そのため、同項に基づき、その者を引き続き入院させること（以下この手続による入院を「継続入院」という。）とする場合、2から4までに定める手続によること。
- (3) (1)の指定医の診察の結果、なお法第33条第1項第1号に掲げる者に該当しない場合は、法第20条の規定に基づく任意入院により入院を行う又は退院させる必要がある。
- (4) 指定医は、(1)の職務を行ったときは、遅滞なく、当該指定医の氏名、法第33条第1項第1号に掲げる者に該当するかどうかの判定を行ったときの症状及び法第20条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由を診療録に記載しなければならない。

### 2 継続入院前の手続

#### (一) 継続入院に係る委員会の開催

- (1) 継続入院をさせることとする場合、委員会において当該医療保護

入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われる必要がある。具体的には、精神科病院の管理者は、継続入院をさせることとする前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、委員会を開催しなければならない。（一部改正法第 12 条第 2 項の規定に基づく法第 33 条第 6 項第 2 号の規定の例）

- (2) 委員会は、医療保護入院者における 1 の (1) に定める期限（以下「期限」という。）の 1 月前から開催することができる。
  - (3) 継続入院に係る委員会の手続については、(1) 及び (2) のほか、規則第 15 条の 11 から規則第 15 条の 13 までの規定の例によること。
- (二) 家族等に対する継続入院の同意の求め
- (1) 精神科病院の管理者は、家族等に対し、継続入院の同意を求めるときは、いずれかの家族等に対し、次のイからニまでに掲げる事項を通知しなければならない。
    - イ 当該継続入院に係る医療保護入院者が、法第 33 条第 1 項第 1 号に該当する旨及びその理由
    - ロ 当該継続入院に係る医療保護入院者について、(一) の (1) による審議が行われたこと
    - ハ 継続入院後の入院期間
    - ニ (2) に定める日までに当該通知に係る家族等から不同意の意思表示を受けなかったときに法第 33 条第 8 項の規定の例により家族等の同意を得たものとみなすこととする場合は、その旨及び (2) に定める日の日付け当該通知の様式については、(3) により家族等の同意を得たものとみなすことができる場合は、令和 5 年 11 月 27 日障精発第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（以下「書面及び入退院の届出等通知」という。）の別添様式第 12-1 により、それ以外の場合は同通知別添様式第 12-2 によることとして差し支えない。
  - (2) (1) による通知は、やむを得ない場合を除き、当該通知に係る医療保護入院者の期限の 1 月前から 2 週間前までの間に行うものとする。やむを得ない場合とは、例えば、(1) の通知をした後、当該通知に係る家族等が家族等に該当しなくなったこと等が判明したため、当該家族等以外の家族等に対し、(1) の通知をした場合や、退院予定であった医療保護入院者について、期限の直前に病状が悪化したことに伴い、継続入院が必要となった場合等を指す。
  - (3) (1) の通知をした場合、(1) の通知を発した日から 2 週間を経過した日までにその家族等のいずれの者からも継続入院について不同意の意思表示を受けなかったときは、家族等の同意を得たもの

とみなすことができる。(一部改正法第 12 条第 2 項の規定に基づく法第 33 条第 8 項の規定の例)

- (4) (3) の家族等の同意を得たものとみなすことが、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として次のイからニまでに掲げる場合に該当するときは、(3) の家族等の同意を得たものとみなすことができない。(一部改正法第 12 条第 2 項の規定に基づく法第 33 条第 8 項の規定の例)

イ 精神科病院の管理者と(1)の通知に係る家族等との連絡が定期的に行われていないとき。定期的とは、令和 6 年 4 月 1 日から(1)の通知がされるまでの間に 2 回以上、精神科病院のいずれかの職員と家族等とが、対面や電話等で連絡を取れている状態等を指す。

ロ 精神科病院の管理者が、(1)の通知を発したときから継続入院させることとするまでの間に、当該通知に係る家族等が第一の一の 2 の(2)の(2)のイからニまでのいずれかに該当することを把握したとき。この場合において、同ニ中「更新の」とあるのは「継続入院の」と読み替えるものとする。

ハ 当該入院に係る法第 33 条第 1 項の規定による同意をした家族等以外の家族等に対し、(1)の通知がされたとき。

ニ (1)の通知を発した日から 2 週間を経過した日が当該医療保護入院者の期限を経過するとき。

- (5) 第 33 条第 6 項の規定の例により市町村長に更新の同意を求めるときは、(1)から(4)までは適用されない。市町村長に同意を求める際の具体的な手続は、昭和 63 年 6 月 22 日健医発第 743 号厚生省保健医療局長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項及び第 6 項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」中「入院期間の更新」を「継続入院」と読み替えて適用し、同通知の別添様式を活用することとして差し支えない。

### 3 継続入院後の入院期間

1 及び 2 の手続を経た場合、6 月以内の範囲内の期間を定めた上で、継続入院させることとする。(一部改正法第 12 条第 2 項の規定に基づく法第 33 条第 6 項の規定の例)

### 4 継続入院後の手続

(一) 継続入院に係る医療保護入院者及びその家族等への告知

- (1) 精神科病院の管理者は、継続入院させることとした場合は、当該継続入院に係る医療保護入院者及び当該継続入院に同意した家族等に対し、継続入院をさせることとする旨及びその理由、法第 38 条の 4 の規定による退院等の請求に関すること並びに法第 36 条に規定する行動の制限に関する事項を書面で知らせること。ただし、当該医療保護入院者については、継続入院をさせることとした日から

4週間を経過する日までの間であって、その症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りではない。

この書面の様式については、「書面及び入退院の届出等通知」別添様式14によることとして差し支えない。

- (2) 精神科病院の管理者は、(1)のただし書の規定により(1)に定める事項を書面で知らせなかったときは、次のイからハまでに掲げる事項を診療録に記載しなければならない。

イ (1)に定める事項のうち知らせなかったもの

ロ 症状その他(1)に定める事項を知らせることがその者の医療及び保護を図る上で支障があると認められた理由

ハ (1)に定める事項を知らせた年月日

- (二) 継続入院の届出

- (1) 精神科病院の管理者は、入院継続をさせたときは、10日以内に、次のイからヌまでに掲げる事項を当該継続入院について同意した者の同意書を添え(家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨を示し)、最寄りの保健所長を経て都道府県知事等に届け出なければならない。(一部改正法第12条第2項の規定に基づく法第33条第9項の規定の例)

イ 1の(1)の診察をした時点における病名

ロ イの診察の結果、法第20条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

ハ 継続入院後の入院期間

ニ イの診察をした指定医の氏名

ホ 2の(一)の(1)の審議が行われたこと

へ 継続入院前の入院期間に係る病状又は状態像の経過の概要

ト 退院に向けた取組の状況

チ 継続入院の同意をした家族等及び当該継続入院に係る医療保護入院の同意をした家族等の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

リ 2の(二)の(3)により家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨

ヌ 精神科病院の名称及び所在地、患者の住所、氏名、性別及び生年月日並びに医療保護入院の入院年月日

- (2) (1)の届出の様式については、「書面及び入退院の届出等通知」の別添様式第15によることとして差し支えない。同様式中「入院又は前回の更新日からの治療の内容とその結果」の欄については、少なくとも令和6年4月以降の治療内容とその結果について記載すること。

- (3) 都道府県知事等は、(1)の届出があったときは、法第38条の3第1項及び第4項の規定の例により、当該届出に係る入院中の者

の症状及び(1)のイからヌまでに掲げる事項を精神医療審査会に通知すること等適切に対応すること。

- (4) 精神医療審査会は、(3)により審査を求められたときは、法第38条第2項及び第3項の規定の例により、当該審査に係る入院中の者についてその入院の必要性があるかどうかに関し審査を行うこと等適切に対応すること。この場合において、平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」の別添「精神医療審査会運営マニュアル」中「入院期間の更新」とあるのは「継続入院」と読み替えて適用する。

障精発 1127 第 5 号  
令和 5 年 11 月 27 日

各 

都道府県
指定都市

 精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について

標記については、これまで平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健課長通知「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」に基づき告知及び届出等が行われてきたところである。

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）により、医療保護入院の入院期間及び更新に関する規定等が設けられたところである。改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の運用に当たって、下記のとおり書面等の標準的な様式として定めることとしたため、ご了知いただき適切な実施に努められるとともに、関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

なお、本通知は令和6年4月1日からの適用とし、平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健課長通知「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」は、令和6年3月31日付けで廃止する。

記

## 1 任意入院に係る書面について

### （1） 任意入院の告知等について

ア 法第21条第1項の規定による任意入院を行おうとする精神障害者が自ら入院する旨を記載する書面は、別添様式1（任意入院同意書）によるものとする。

イ 法第21条第1項の規定による精神科病院の管理者が任意入院者に対して退院等の請求に関すること等を知らせる書面は、別添様式2（入院に際してのお知らせ）によるものとする。

ウ 入院後1年経過時及び以後2年ごとに提出を求める精神障害者が自ら入院する旨



を記載する書面は、別添様式3（任意入院（継続）同意書）を用いるものとする  
こと。

エ 法第21条第7項の規定による任意入院者に対し同条第3項又は第4項後段の規定  
による措置を採る旨等を知らせる書面は、別添様式4（入院継続に際してのお知ら  
せ）によるものとする。

オ 法第21条第4項後段の規定による措置を採った場合の記録は、別添様式5（任意  
入院者の退院制限した場合の記録）によるものとする。

カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生  
労働大臣が定める基準（昭和63年厚生省告示第130号。以下「厚生省告示第130号」  
という。）の第五「任意入院者の開放処遇の制限について」に規定する開放処遇の  
制限を行う理由を患者に告知する書面は、別添様式6（開放処遇の制限を行うに当  
たつてのお知らせ）によるものとする。

## （2） 任意入院者に係る報告について

法第38条の2第2項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する報  
告は、別添様式7（任意入院者の定期病状報告書）によるものとする。

報告の頻度は、入院後1年以上経過している者については、第20条の規定による入  
院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12月ごとの各月に、開放処遇の制限  
（隔離・拘束を含む）を受けている者については、入院時から6か月経過時（ただ  
し、1年以上経過している者については、12月ごとの各月）を目途として行うもの  
とする。

## 2. 医療保護入院に係る書面について

### （1） 入院に係る書面

ア 法33条第1項の規定による入院措置を採る際の家族等の同意は、別添様式8（医  
療保護入院に関する家族等同意書）によるものとする。

なお、法第33条第2項の規定による医療保護入院に必要な同意を市町村長が行う  
場合の対応については、昭和63年6月22日健医発第743号厚生省保健医療局長通知  
「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項及び第6項の規定に基づ  
く医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」の  
別添「市町村長同意事務処理要領」（（2）のイにおいて「市町村長同意事務処理  
要領」という。）によるものとし、精神科病院が市町村長に対し同意を求めるとき  
に市町村長に送付する依頼書は同要領の別添様式1（医療保護入院同意依頼書）、

市町村長の同意が行われたときに市町村長が精神科病院に送付する同意書は同要領の別添様式3（医療保護入院に関する市町村長同意書）によるものとする。

イ 法33条の3第1項の規定による入院者及び家族等に入院措置を採る旨等を知らせる書面は、別添様式9（医療保護入院に際してのお知らせ）によるものとする。

ウ 法第33条第9項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出（同条第1項、第2項又は第3項後段の規定による入院措置を採る場合に限る。）は、同条第1項、第2項又は第3項後段の規定による入院に応じて別添様式10（医療保護入院者の入院届）又は別添様式11（特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録）によるものとする。

また、法第33条5項の規定による精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式11（特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録）を用いるものとする。

## （2）入院期間の更新に係る書面

ア 法第33条第8項の規定による医療保護入院の入院期間の更新の同意に関する家族等への通知は、法施行規則第15条の15各号に該当しない場合は別添様式12-1（医療保護入院の入院期間の更新に関する通知（法施行規則第15条の15各号に該当しない場合））、それ以外の場合は別添様式12-2（医療保護入院の入院期間の更新に関する通知）によるものとする。

イ 第33条第6項の規定による入院期間の更新をする際の家族等の同意は、別添様式13（医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書）によるものとする。

なお、入院期間の更新に必要な同意を市町村長が行う場合の対応については、「市町村長同意事務処理要領」によるものとし、精神科病院が市町村長に対し同意を求めるときに市町村長に送付する依頼書は同要領の別添様式4（医療保護入院期間の更新に関する同意依頼書）、市町村長の同意が行われたときに市町村長が精神科病院に送付する同意書は同要領の別添様式6（医療保護入院期間の更新に関する市町村長同意書）によるものとする。

ウ 法33条の3の規定による入院者及び家族等に対し入院期間を更新する旨等を知らせる書面は、別添様式14（医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ）によるものとする。

エ 法第33条第9項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出（同条第6項の規定による入院期間を更新する場合に限る。）は、別添様式15（医

療保護入院者の入院期間更新届)によるものとする。

(3) 退院に係る書面

法第33条の2の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式16(医療保護入院者の退院届)によるものとする。

3. 応急入院に係る書面について

(1) 応急入院の告知について

法第33条の7後段により準用する法第29条第3項の規定による入院患者に対し法第33条の6第1項又は第2項後段の規定による入院措置を採る旨等を知らせる書面は、別添様式17(応急入院に際してのお知らせ)によるものとする。

(2) 応急入院者に係る届出等について

法第33条の6第5項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項又は第2項後段による入院に応じて別添様式18(応急入院届)又は別添様式19(特定医師による応急入院届及び記録)によるものとする。

また、法第33条の6第4項の規定による精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式19(特定医師による応急入院届及び記録)を用いるものとする。

4. 措置入院に係る書面について

(1) 措置入院に関する診断について

法第27条第1項又は第2項の規定により法第18条第1項に規定する精神保健指定医(以下「指定医」という。)が診察した場合には、別添様式20(措置入院に関する診断書)に記入を行うものとする。

(2) 措置入院決定の告知について

法第29条第3項(法第29条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による措置入院者及びその家族等であって法第28条第1項の規定による通知を受けたもの又は同条第2項の規定による立会いを行ったものに対し入院措置を採る旨等を知らせる書面は、別添様式21(措置入院決定のお知らせ)によるものとする。

(3) 措置入院に関する精神医療審査会への通知について

法第29条第1項の規定による入院措置を採ったときの第38条の3第1項の規定による都道府県知事から精神医療審査会への通知は、別添様式22(措置入院決定報告書)によるものとする。

(4) 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について

ア 法第38条の2第1項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式23（措置入院者の定期病状報告書）によるものとする。

イ 法第29条の5の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式24（措置入院者の症状消退届）によるものとする。

## 5. 処遇について

### (1) 患者の隔離について

厚生省告示第130号の第三「患者の隔離について」に規定する隔離を行うに当たっての入院患者への告知は、別添様式25（隔離を行うに当たってのお知らせ）により行うものとする。

### (2) 身体的拘束について

厚生省告示第130号の第四「身体的拘束について」に規定する身体的拘束を行うに当たっての入院患者への告知は、別添様式26（身体的拘束を行うに当たってのお知らせ）により行うものとする。

## 6. その他の事項について

### (1) 未成年者又は被後見人の任意入院に際しての同意書について

患者が任意入院に当たって行う「同意」とは、民法上の法律行為としての同意と必ずしも一致するものではなく、患者が自らの入院について積極的に拒んではない状態をいうものであること。したがって、未成年者又は被後見人である精神障害者の入院の場合の入院同意書の作成については、精神科病院の管理者との間の入院契約と異なり、親権者又は後見人の副書を求めたり、患者本人の同意書にこれらの者の同意書を添付させることは必要ではないこと。

### (2) 任意入院の退院制限について

法第21条第3項に規定する退院制限は72時間を限度として認められているものであるが、この「72時間」は、患者が医師に対して退院を希望する意思を明らかにした時点から起算するものであって、その時点が夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではないこと。ただし、夜間に退院を希望する意思が明らかにされた場合には、通常の診療開始前に、退院についての指定医の診療を求めるとしても差し支えないこと。

### (3) 外国人等に対する告知について

外国人等の患者に対して告知を行う場合には、告知の内容について患者の理解が得られるよう配慮すること。

(4) 電算処理による届出等の取扱いについて

精神科病院の管理者が都道府県知事に提出する患者の入退院に際しての届出等については、定められた様式による場合であれば、指定医等の署名部分を除き、当該精神科病院において電算処理により作成した届出等を用いて差し支えないこと。

(5) 届出等の用紙について

届出等に用いる用紙の大きさは、原則として、A4とすること。ただし、都道府県の判断により、セキュリティ対策を講じた上で、各都道府県における個人情報保護条例等の関係規定に基づき適切に運用することを前提に、別添様式7、10、11、15、16、18、19、23、24については電子媒体での提出も可とする。

様式 7

任意入院者の定期病状報告書

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の任意入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項の規定により報告します。

任意入院者	フリガナ			生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生 (満 歳)	
	氏名	(男・女)			都道府県	郡市区	町村区		
任意入院年月日 (第20条による入院)	昭和 平成 令和	年	月	日	今回 入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
					入院形態				
前回の定期報告年月	令和 年 月 日								
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ( )			2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ( )			3 身体合併症		
	過去12か月間の治療の内容とその結果(過去12か月間の病状または状態像の経過の概要、並びに過去12か月間に行動制限が行われた際はその必要性について)								
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向								
任意入院継続の必要性 (通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること)									
今後の治療方針									

<現在の精神症状>  <その他の重要な症状>  <問題行動等> <現在の状態像>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( ) II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( ) VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( ) VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( ) IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( ) 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( ) 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( ) 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )
本報告に係る診察年月日	令和 年 月 日
診断した主治医氏名	署名

審査会意見	
都道府県の措置	

### 記載上の留意事項

- 1  内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- 4 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式10

医療保護入院者の入院届

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名

所在地

管理者名

下記の者が医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	明・大 昭・平 令	年	月	日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)						
	住所	都道府県	郡市区	町村 区				
家族等の同意により 入院した年月日	令和 年 月 日	今回 入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日		
今回の医療保護入院の 入院期間	令和 年 月 日まで	入院形態						
第34条による移送の有無	有り		なし					
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症					
	ICD カテゴリー ( )	ICD カテゴリー ( )						
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科 受診歴等を記載すること。〕  (特定医師の診察により 入院した場合には特定医 師の採った措置の妥当性 について記載すること。)	(陳述者氏名 続柄 )							
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )		昭和・平成・令和 年 月 日					
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )		昭和・平成・令和 年 月 日					
初回から前回までの 入院回数	計 回							



<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( ) II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( ) VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( ) VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( ) IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )
<その他の重要な症状>  <問題行動等> <現在の状態像>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( ) 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( ) 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )
医療保護入院の必要性  (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。 )	

入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名					
選任された退院後生活環境相談員の氏名						
同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日生	
		(男・女)	続柄		明・大 昭・平・令 年 月 日生	
	住所	都道府県 市区		町村 区		
		都道府県 市区		町村 区		
1 配偶者 2 父母 (親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日) 8 市町村長						

審査会意見	
都道府県の措置	

## 記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。  
ただし、第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式15

医療保護入院者の入院期間更新届

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	明・大昭・平成	年 月 日	日生(満 歳)
	氏名	(男・女)					
	住所	都道府県	郡市区	町村区			
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項による入院)	昭和 平成 令和	年 月 日	今 回 の 入 院 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日		
			入院形態				
入院届又は 前回の入院期間更新届での 入院期間	令和 ～令和	年 月 日	本更新後の 入院期間	令和	年 月	日まで	
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害		3 身体合併症			
	ICD カテゴリー ( )	ICD カテゴリー ( )					
入院又は前回更新日からの 治療の内容と、その結果 (更新前の入院期間に係る 病状または状態像の 経過の概要)							
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向						
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( ) II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( ) VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( ) VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( ) IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )						
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )						
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )						

<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)	
今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。)	

本更新に係る診察の年月日	令和 年 月 日
--------------	----------

更新が必要と診断した精神保健指定医氏名	署名
---------------------	----

退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について)	医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日 (令和 年 月 日)
---	---------------------------------------

今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	明・大昭・平・令 年 月 日生
		(男・女)	続柄	月日	明・大昭・平・令 年 月 日生
	住所	都道府県	郡市区	町村区	
		都道府県	郡市区	町村区	
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日) 8 市町村長					

今回の更新に同意をした家族等 (上記の家族等と同じ場合は記載不要)	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	明・大昭・平・令 年 月 日生
		(男・女)	続柄	月日	明・大昭・平・令 年 月 日生
	住所	都道府県	郡市区	町村区	
		都道府県	郡市区	町村区	
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日) 8 市町村長					

法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等	<input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした				
	家族等へ通知を発した日	令和	年	月	日
	家族等に示した回答期限	令和	年	月	日
	(回答期限は、通知を発した日から2週間を経過した日であることに留意)				
通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)					
	令和	年	月	日	( <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( ))
	令和	年	月	日	( <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( ))

審査会意見	
都道府県の措置	

## 記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、今回の更新にあたって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、令和●年●月●日付障発●第●号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。その上で、
  - ①退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、
  - ②地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、
  - ③医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について記載すること。
- 7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
  - ① 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
  - ② 死亡したとき
  - ③ 意思を表示できないときのいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。）
- 10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式19

特定医師による応急入院届及び記録

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の者が、特定医師の診察の結果、応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	フリガナ				明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日	生 年 月 日	H 生 年 月 日			
	氏 名	(男・女)									都道 府県	郡市 区	町村 区
	住 所												
依 頼 を し た 者 の 入 院 者 と の 関 係													
入 院 年 月 日	令和 年 月 日 (午前・午後 時)												
病 名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ( )			2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ( )			3 身体合併症						
生 活 歴 及 び 現 病 歴	<p>〔 推定発病年月、精神科 受診歴等を記載すること。 〕</p> <p>(陳 述 者 氏 名 続 柄 )</p>												
応 急 入 院 の 必 要 性	<p>〔 患者自身の病気に対する 理解の程度を含め、任意 入院が行われる状態に ないと判断した理由に ついて記載すること。 〕</p>												
初 回 入 院 期 間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )												
前 回 入 院 期 間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )												
初 回 から 前 回 まで の 入 院 回 数	計 回												

<p>&lt;現在の精神症状&gt;</p> <p>&lt;その他の重要な症状&gt;</p> <p>&lt;問題行動等&gt;</p> <p>&lt;現在の状態像&gt;</p>	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )</p> <p>II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )</p>
--	--

応急入院を採った理由

〔家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。〕

入院を必要と認めた特定医師氏名	署名		
確認した精神保健指定医氏名	署名	診察日時	令和 年 月 日 (午前・午後 時)
精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合は、その理由は			

事後審査委員会意見

## 記 載 上 の 留 意 事 項

- 1  内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 3 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 4 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 事後審査委員会意見の欄は、都道府県知事への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。



様式20

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請（第22条）    ii 警察官通報（第23条） iii 検察官通報（第24条）    iv 保護観察所長通報（第25条） v 矯正施設長通報（第26条）    vi 精神科病院管理者届出（第26条の2） vii 医療観察法対象者〔指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報〕（第26条の3） viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察（第27条第2項）		
申請等の添付資料	i あり    ii なし		
被診察者 (精神障害者)	フリガナ		明治 大正 昭和 平成 令和
	氏名	(男・女)	生年月日 年 月 日生 (満 歳)
	住所	都道府県 郡市区	町村 区
	職業		
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症
	ICD カテゴリー ( )	ICD カテゴリー ( )	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄 )		
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日～昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )		
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日～昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )		
初回から前回までの入院回数	計 回		
重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれある問題行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)		
1 殺人	A B	<現在の精神症状>	
2 放火	A B	I 意識	
3 強盗	A B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )	
4 不同意性交等	A B	II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)	
5 不同意わいせつ	A B	III 記憶	
6 傷害	A B	1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )	
7 暴行	A B	IV 知覚	
8 恐喝	A B	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )	
9 脅迫	A B	V 思考	
10 窃盗	A B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸	
11 器物損壊	A B	6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )	
12 弄火又は失火	A B	VI 感情・情動	
13 家宅侵入	A B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁	
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )	
15 自殺企図	A B	VII 意欲	
16 自傷	A B	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止	
17 その他 ( )	A B	6 無為・無関心 7 その他 ( )	
	A B	VIII 自我意識	
	A B	1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )	

		IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )  <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )  <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )  <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )
診 察 時 の 特 記 事 項		
医 学 的 総 合 判 断	I 要措置	II 措置不要
以上のように診断する。	令和	年 月 日
	精神保健指定医氏名	署名

(行政庁における記載欄)	氏名	(男・女) 続柄又は職業	年齢	歳
診 察 に 立 会 っ た 者 (親権者、配偶者等)				
診 察 場 所				
診 察 日 時	令和	年 月 日	時 分	～ 時 分
職 員 氏 名				
行 政 庁 の 措 置				
行 政 庁 メ モ				

## 記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 3 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 4 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式23

措置入院者の定期病状報告書

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定により報告します。

措置入院者	フリガナ				生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生
	氏名	(男・女)						(満)	歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村区					
措置年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	今回の入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
						入院形態			
前回の定期報告年月日	令和 年 月 日								
病名	1 主たる精神障害		2 従たる精神障害		3 身体合併症				
	ICD カテゴリー ( )		ICD カテゴリー ( )						
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間の仮退院の実績)	計	回	延日数	日					
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は過去3か月間)の治療の内容とその結果 〔問題行動を中心として〕 記載すること。									
今後の治療方針(再発防止への対応含む)									
処遇、看護及び指導の現状	隔離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要							
	注意必要度	i 常に嚴重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要							
	日常生活の 介助指導 必要性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ( )							
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	選任された退院後生活環境相談員 ( )								
	地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ( )								

重大な問題行動（Aはこれまでの、Bは今後起こるおそれある行動）	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）																																																			
<table border="0"> <tr><td>1 殺人</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>2 放火</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>3 強盗</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>4 不同意性交罪</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>5 不同意わいせつ</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>6 傷害</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>7 暴行</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>8 恐喝</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>9 脅迫</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>10 窃盗</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>11 器物損壊</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>12 弄火又は失火</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>13 家宅侵入</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>14 詐欺等の経済的な問題行動</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>15 自殺企図</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>16 自傷</td><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>17 その他 ( )</td><td>A</td><td>B</td></tr> </table>	1 殺人	A	B	2 放火	A	B	3 強盗	A	B	4 不同意性交罪	A	B	5 不同意わいせつ	A	B	6 傷害	A	B	7 暴行	A	B	8 恐喝	A	B	9 脅迫	A	B	10 窃盗	A	B	11 器物損壊	A	B	12 弄火又は失火	A	B	13 家宅侵入	A	B	14 詐欺等の経済的な問題行動	A	B	15 自殺企図	A	B	16 自傷	A	B	17 その他 ( )	A	B	<p>&lt;現在の精神症状&gt;</p> <p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )</p> <p>II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害）</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )</p> <p>&lt;その他の重要な症状&gt; 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )</p> <p>&lt;問題行動等&gt; 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )</p> <p>&lt;現在の状態像&gt; 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )</p>
1 殺人	A	B																																																		
2 放火	A	B																																																		
3 強盗	A	B																																																		
4 不同意性交罪	A	B																																																		
5 不同意わいせつ	A	B																																																		
6 傷害	A	B																																																		
7 暴行	A	B																																																		
8 恐喝	A	B																																																		
9 脅迫	A	B																																																		
10 窃盗	A	B																																																		
11 器物損壊	A	B																																																		
12 弄火又は失火	A	B																																																		
13 家宅侵入	A	B																																																		
14 詐欺等の経済的な問題行動	A	B																																																		
15 自殺企図	A	B																																																		
16 自傷	A	B																																																		
17 その他 ( )	A	B																																																		
診 察 時 の 特 記 事 項																																																				

本報告に係る診察年月日	令和 年 月 日
診 察 し た 精神保健指定医氏名	署名

審 査 会 意 見	
都 道 府 県 の 措 置	

## 記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 8 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 9 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。
- 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

障精発 0118 第 1 号  
令和 6 年 1 月 18 日

各 

都道府県
指定都市

 精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長  
( 公 印 省 略 )

「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」の一部改正について

令和 5 年 11 月 27 日に発出した「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」の通知に関し、別添新旧対照表のとおり改正致しますので、御了知願います。

以上

様式23

措置入院者の定期病状報告書

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定により報告します。

措置入院者	フリガナ				生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生 (満 歳)	
	氏名	(男・女)								
	住所	都道府県	郡市区	町村区						
措置年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	今回の入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	
					入院形態					
前回の定期報告年月日	令和 年 月 日									
病名	1 主たる精神障害		2 従たる精神障害		3 身体合併症					
	ICD カテゴリー ( )		ICD カテゴリー ( )							
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間)の仮退院の実績	計	回	延日数	日						
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は過去3か月間)の治療の内容とその結果 〔問題行動を中心として〕 記載すること。										
今後の治療方針(再発防止への対応含む)										
処遇、看護及び指導の現状	隔離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要								
	注意必要度	i 常に嚴重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要								
	日常生活の 介助指導 必要性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ( )								
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	選任された退院後生活環境相談員 ( ) 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ( )									



重大な問題行動（Aはこれまでの、Bは今後起こるおそれある行動）		現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）
1 殺人	A B	<現在の精神症状>
2 放火	A B	I 意識
3 強盗	A B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他（ ）
4 不同意性交等	A B	II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害）
5 不同意わいせつ	A B	III 記憶
6 傷害	A B	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他（ ）
7 暴行	A B	IV 知覚
8 恐喝	A B	1 幻聴 2 幻視 3 その他（ ）
9 脅迫	A B	V 思考
10 窃盗	A B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸
11 器物損壊	A B	6 思考制止 7 強迫観念 8 その他（ ）
12 弄火又は失火	A B	VI 感情・情動
13 家宅侵入	A B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他（ ）
15 自殺企図	A B	VII 意欲
16 自傷	A B	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止
17 その他（ ）	A B	6 無為・無関心 7 その他（ ）
		VIII 自我意識
		1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他（ ）
		IX 食行動
		1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他（ ）
		<その他の重要な症状>
		1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存（ ）
		4 その他（ ）
		<問題行動等>
		1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他（ ）
		<現在の状態像>
		1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態
		4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態
		8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）
診 察 時 の 特 記 事 項		
本報告に係る診察年月日	令和 年 月 日	
診 察 し た 精神保健指定医氏名	署名	

審 査 会 意 見	
都 道 府 県 の 措 置	

## 記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 6 診察した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 7 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。